

D 市区町村公文書館の現状と課題 —板橋区公文書館を事例として—

講師：鈴木 直充（板橋区公文書館）
司会：清水 恵枝（静岡大学大学院）
記録：山本あづさ（三郷市市史史料係）

1 板橋区公文書館の概要

(1)所在地：〒173-0001

東京都板橋区本町24番1号

(2)開 館：平成12年（2000年）4月1日

設立の経過

昭和57年 4月	企画課・広報課により公文書館の必要性を論議
昭和60年 4月	「東京都板橋区公文書公開条例」施行 板橋区基本計画（昭和60年～70年）に公文書館設置を策定
平成 2年 4月	板橋区史編さん事業開始
平成 9年 6月	庁内職員プロジェクトにより公文書館設置の検討を開始
平成11年 3月	板橋区公文書館開設懇談会設置
平成11年 4月	開設準備室設置
平成11年10月	板橋区公文書館開設懇談会が答申
平成12年 3月	板橋区史編さん事業終了
平成12年 4月	「東京都板橋区公文書館条例」施行。東京都板橋区公文書館開館 「東京都板橋区情報公開条例」施行。公文書公開条例拡充

板橋区公文書館は、情報公開制度の準備過程で提起された公文書館構想を板橋区史編さん事業が後押しをして、平成12年4月に開設された、東京都の区市町村の中で現在唯一の公文書館である。

(3)組織（主管組織、職員数等）

政策経営部長—公文書館長—管理係長—主任主事（1）—再雇用職員（4）—公文書館専門員（1）

(4)施 設

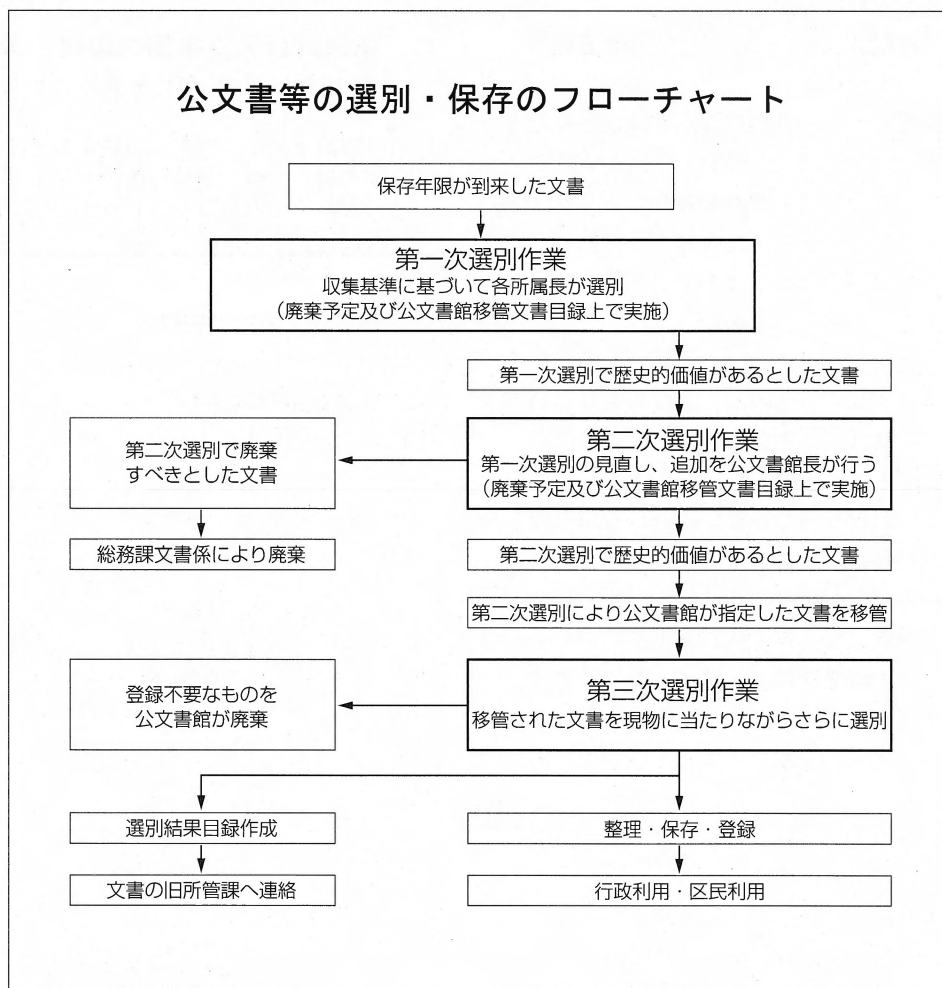
建物面積：2,996.85m²（うち公文書館761.24m²）

（面積内訳）

・公文書館書庫（3室）：448.84m²

・櫻井徳太郎文庫（2室）：136.44m²

公文書等の選別・保存のフローチャート



・ 事務室及び閲覧室：107.74m²

・ 資料整理室：34.11m²

・ 倉庫：34.11m²

(5) 主な収蔵資料

・ 公文書（移管整理済）：19,419点

・ 刊行物等の行政資料：8,109点

・ 郷土史関係史料

① 諸家、寺社等古文書複写物：28,485点

② 区外施設等所蔵の板橋関連資料複写物：
17,956点

③ 学校教育関係：443点

・ その他資料

① 写真資料：19,266点

② 地図：931点

③ マイクロフィルム：965点

④ 歴史専門書、参考業務用図書：1,282点

⑤ 自治体史：1,802点

⑥ 櫻井徳太郎文庫：32,092点

(6) 主な事業

・ パネル展 1

年 2 回、板橋区役所本庁舎の展示スペース
で、板橋区の歴史や風俗、時代の移り変わ
りを示す写真を展示

・ パネル展 2

いたばし産業見本市と共催し、同会場にて
「いたばし工業のあゆみ展」を開催

・ いたばしボランティアフェスタへの出展
昭和30年撮影の区政普及映画「伸びゆく板
橋区」の映写会と同年代の風景写真などを
パネル展示

2 公文書移管の流れ

公文書の評価・選別・移管は、3つの段階を踏んでいる。①第一次選別（主管課が評価・選別）、②第二次選別（公文書館が追加的に評価・選別）、③第三次選別（公文書館が移管文書を最終選別）であり、主管課と公文書館の連携のもとに一連の評価・選別・移管作業を行っている。

3 収集基準

(1) 選別、収集に際しての基本的な考え方

- ・板橋区の特色ある事象が明確になるものを収集する。
- ・長期的、継続的に収集することにより、歴史の流れがわかると判断されるものを収集する。
- ・一群のものとして逐次作成された一件ものの文書については、できるかぎり一括収集する。
- ・同種のものが大量にわたる場合には、その代表例となる一部を選別収集する。

(2) 移管公文書収集基準（16項目＝略）

(3) 収集不要なもの

- ・個人を対象とした申請、承認書類（個人情報を含む）
- ・定例的な業務（申請、許可書等）
- ・物品等の購入に関するもの（収集文書に関連するものは除く）
- ・各部署が購入している定期刊行物

(4) 選別しなかった公文書の理由書を作成

第一次選別・第二次選別を経て、第三次選別の段階で全ての公文書を点検のうえ、①収集基準に合致しないもの、②内容が重複するもの、などを選別対象から外す。これら公文書の選別しない理由書を作成し、後日、担当者が異動等で交代しても同水準で選別が可能のように、記録を残している。

4 公文書館の活用方法

(1) 区民・学生・企業等の利用

- ・自分史
- ・町会、自治会史

- ・イベントへの資料提供（地域・学校等）
- ・区の歴史勉強会
- ・小・中学校の自由研究
- ・大学生の研究・卒業論文（大学院生の論文）
- ・大学や研究所等の調査研究
- ・報道機関への資料提供
- ・企業や商店のマーケティング
- ・社史

(2) 区職員の利用

- ・事業企画のための基礎調査
- ・事業に伴う展覧会（パネル展等）
- ・各種記念誌
- ・区史編さん

5 板橋区公文書館に見学学習にきた大学生の感想（平成19年6月3日来館）

板橋区公文書館は、中央大学、東京大学（大学院）、立正大学の学生の見学研修を受け入れしている。そのうち中央大学生が執筆したレポートのなかから、公文書館の運営に関する示唆に富む提言を5件ご紹介する。

(1) 自分の住む市にも公文書館設置を

板橋区公文書館についていろいろ説明をしていただいた。（中略）起案書の書き方や、板橋区公文書館の条例などもプリントを見ながら解説をしていただいた。起案書の書き方も細かく決まっていたり、公文書の保存や廃棄の仕方などすべてが文章として記されていて、とても感心した。

今回、公文書館という施設に初めて触れ、とても勉強になったと同時に、自分の住む市にも公文書館が欲しいと思った。公文書館には図書館と違った便利さ、そして価値がある。もっと行政のなかで重要なものとして位置づけるべきだとも思った。（女性）

(2) 公文書館は自治体の透明度を表す

文書館は、はっきり言って派手さは皆無である。また、図書館のように万能ではない。

（図書館は社会科学、文学、芸術、歴史など多岐に渡った資料を得られる）。一度も使わずに終る人も多いだろう。しかし、文書館に保存されている資料は、他の場所ではまず見

られないものである。その資料を辿ることにより、地域の特性や自治体の政策、税金の使い道など、自らが暮らす地域について調べることができる。

昨今、情報公開が叫ばれている。それらは自らが暮らす街のことを知りたい、この先自分の街がどのようなようになってゆくのか知りたい、または純粋に自分たちの納めた税金が正しく使われているのか知りたい、という欲求の表れであろう。文書館に保存されている資料は、それらの欲求に答えるには充分なものではないだろうか。(男性)

(3) 政治的関心度が公文書館利用を促す

公文書館は、日本においてまだまだ認知度の低い施設です。日本国内の公文書館の数も然ることながら、身近にあるのに利用者が少ない状況がそれを物語っています。テレビや新聞などのマス・メディア関係の利用者や、地名の由来などを調べに来たりする方が多く、土地についての資料が一番多いとのことでしたが、それでは郷土資料を置いている図書館とどう違うのか、はっきりと利用者にアピールしていく必要があると思います。

それは、公文書館にいくことで何ができるのかということであったり、何をできることができるのかであったりするでしょう。欧米では利用度が高いと仰っていましたが、それは政治に対する関心度の高さとも比例しているのではないかと、とも思いました。ということは、公文書館を利用することで政治的関心を高めていくことも可能なのではないかと考えます。今回見学させていただいて、公文書館は人々を啓発していくという役割も担っているのだろう、と強く感じました。(女性)

(4) 公文書館を設置していない自治体の文書保存に危機

全国に公文書館の数がほんの僅かである事に対して疑問が出てくる。基礎的自治体のかで、今はなんと12しかその数がないという。それを考えると、公文書館を持たない都道府県や都市は、どのようにして公文書や刊行物、その他資料を保管しているのだろうか。別の

方法できちんと保存がなっているのなら問題ないが、専門の機関がなくては文書の保管がうまく行われるとも思えない。すると公文書館が設置されていない限り、その地域の歴史的資料は次々と破棄される事になってしまい、自分の地域に公文書館がない事が不安になってくる。これから地域史のためのよりよい資料保存環境を考えていって欲しいと思う。(女性)

(5) 公文書館の需要を確立せよ

公文書館に対する客観的・学問的な必要性は実証済みのことと思う。現段階にあっては、公文書館という存在を広く一般に知らしめ、市民に知的インフラとして公文書館に対する需要を確立する必要があるのではないかとと思われる。無知ゆえにその利用価値を見出せないこともしばしばあるのである。まずは、現在運営されている公文書館にその有用性を示してもらう必要があるだろう。住民サービスなどを充実させ、需要と供給の釣りあった施設としての先例を示してもらえれば、公文書館が今後インフラとして発展していく大きな足がかりとなると思う。(男性)

6 板橋区公文書館の課題と対応例

(1) 利用者を増やす

① 利用の現状 (過去3年間の利用状況＝年度別集計)

平成18年度は1日あたり約5人の利用者であり、より多くの来館者が望まれる。

	単位	H16	H17	H18
来館者	人	1,041	840	1,591
レファレンス	件	74	23	31
閲覧・複写	件	2,322	2,493	3,082
有料コピー	枚	4,720	4,002	4,993
視察・見学	機関	10	13	14

② なぜ利用者が少ないか

・公文書館職員の努力不足

まず挙げなければならないのは、一連の移

管事務はもとよりPRやレファレンスなどを行う職員に一層の努力が求められる。

・住民の公文書館に対する理解不足

図書館、博物館は文化施設として日本に根付いているが、公文書館は歴史が浅く市民の理解が不足している（利用の仕方がわからない）。図書館や博物館はふらりと立ち寄ってみても知識欲が満たされるものが用意されている。しかし、公文書館はなにかを調べるとい目的を持って来館しないと、満足は得られないケースが多い。

・行政組織内でのプライオリティが低い

博物館やホールなどは長い運営実績があるが、後進の公文書館は職員にもよく理解されていない。基礎的自治体の職員は市民に身近に接しており、職員が公文書館を十分理解しておれば市民への良きPRマンになってくれるはず。

③ 利用増の対策

・PRの強化

わかりやすく、情報量の豊富なHPの作製。収蔵写真を活用したパネル展を開催し、そのパネルをストックして一般貸し出しを行う。

・利用者の満足度を高める

利用者には得たい情報をきっちりと持ち帰っていただく。そのための公文書館職員のレファレンスのスキルアップに努める。

・職員の意識改革

職員は業務の企画等で十分公文書館を活用できるが、同時に市民に対して公文書館の活用方法を日常業務の場面でPRできる立場にある。そのため、文書事務研修の一つのカリキュラムである「公文書館」において、アーカイブズの講義に止まらず、公文書館を実際見学してもらう。大学生の見学研修と同様、職員が公文書館の収蔵物等を見、利用の方法の示唆を受けることによって理解が飛躍的に高まる。

・マスコミを味方につける

パブリシティは公聴広報課報道係が担当しているが、板橋区に係わる写真や地域資料の提供については公文書館で受け付けている。

新聞社、テレビ局等が当館提供の資料を掲載またはオンエアする際、「板橋区公文書館提供」のクレジットを入れることを条件にしている。これによって一般利用への拡大を目論んでいる。

・議員の支持を得る

議員が公文書館施設を訪れた際、館内をくまなく案内し、機能を説明。その議員は自分のHPにデジカメ写真を添えた「公文書館訪問記」を掲載したり、地元の町会史編集の担当者に公文書館で資料を入手するよう案内してくれた。議会から公文書館の理解を得ることは自ら行政組織におけるプライオリティを高めることになる。

・首長の理解を得る

なんといっても、自治体の最高責任者である首長の理解は不可欠である。板橋区長は平成18年4月に交代し、新区長が就任早々ボランティアフェスタ（公文書館と同じ施設にある板橋総合ボランティアセンターが主催）に挨拶に来たときに公文書館に立ち寄ってもらい、館内を案内した。区長が公文書館のすべての書庫に入ることは滅多にないので、千載一遇のチャンスと捉えて案内した。後日、区長は庁議において幹部職員に公文書館の利用価値を説明し、区民及び職員の活用を促進するよう指示した。

(2) 個人情報閲覧制限期間の見直し

公文書館条例施行規則では、閲覧制限期間として「資料の発生年度から30年とする」と規定している。しかし、30年間の制限期間では生存している区民の個人情報を提供しなくてはならない場合もある。個人情報保護の要請が高まっている現在、この30年の閲覧制限期間を見直す必要に迫られている。

(3) 文書等の永久保存に耐えうる施設

板橋区公文書館の施設は、廃校になった小学校校舎を再利用している。現段階では収蔵・閲覧・事務などのスペースは充足しているが、耐震・耐火のうえで大きな不安がある。いずれは、公文書等の永久保存に耐えうる施設をつくる必要がある。

このような施設を実現するためには、区長・議会をはじめ区民から大いなる理解と支持を得ることが前提になってくる。「われわれは公文書館を持っている」という意識から「もっといい公文書館をつくる必要がある」という想いまで進めていただかなくてはいけない。数多くある諸課題に粘り強くとりくみ、公文書を永久保存するにふさわしい施設を目指してゆきたい。